

2017北海道・東北パラ陸上競技選手権 開催要項

- 目的 障がい者の陸上競技の普及並び振興と競技力の向上を図り、心身の健全な発達及び社会参加を促進し、自らも社会貢献活動を行い、社会に寄与することを目的とする。
- 大会名 2017 北海道・東北パラ陸上競技選手権
(旧 北海道・東北 障がい者陸上競技選手権)
- 主催 福島パラ陸上競技協会
- 共催 公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会
福島県障がい者スポーツ指導者協議会
- 後援 (予定) 福島県、福島県教育委員会、一般財団法人福島陸上競技協会
東北ブロック障がい者スポーツ指導者協議会
一般社団法人日本パラ陸上競技連盟
NPO法人日本知的障がい者陸上競技連盟
株式会社利根川建設、JA福島五連、
東亜道路工業株式会社東北支社、クリヤマ株式会社、
福島民報社、福島民友新聞社
- 協賛 (予定) 東邦銀行、株式会社アポロガス、株式会社クラロン、有限会社鈴木設計、
株式会社クレマー・ジャパン、株式会社同仁社 他
- 日時 平成29年7月22日(土) 午前10時～(受付9時～)
及び 100m・400m・1500m・10000m(各予選・決勝)
競技日程 三段跳び・走高跳 やり投げ・砲丸投げ(各決勝)

平成29年7月23日(日)
200m・800m・5000m・4×100mR(各予選・決勝)
走幅跳 円盤投げ・こん棒投(各決勝)
* 申し込み状況によっては変更になり可能性があります。福島パラ陸上競技協会のブログ(<http://fukushima-faad.blogspot.jp/>)にて確認をお願いします。
- 場所 福島市 とうほう・みんなのスタジアム(県営あづま陸上競技場)
〒960-2158 福島県福島市佐原字神事場1番地
- 交通 [自動車]
 - ・東北自動車道「福島西I.C.」より車で約10分

- JR「福島」駅より車で約 20 分
[路線バス]
- JR「福島」駅より東口バス停「佐原行」7 番乗り場乗車、『あづま総合体育館』下車、競技場まで徒歩約 10 分

- 競技種目 別紙：実施種目一覧表のとおり
- 競技規則 平成 29 年度日本パラ陸上競技連盟競技規則および本大会申し合わせ事項により実施する。

- 参加資格及び制限
 - ① 平成 29 年度日本パラ陸上競技連盟及び平成 29 年度 NPO 法人日本知的障がい者陸上競技連盟登録者及び北海道・東北地区在住の障がい者
 - ② 上記登録者以外の者で主催者が認めた者。
 - ③ 参加種目数は 3 種目 ただし、トラック競技とフィールド競技の競技時刻が重なる場合は、トラック競技を優先する。
 - ④ 運営上 5000m・10000m 走には制限タイムを設ける。
 - 男子 5000m
25 分【T11~13、T20、T43~49、T60】
20 分【T52】 15 分【T53~55】
 - 女子 5000m
30 分【T11~13、T20、T49、T60】
18 分【T53~55】
 - 男子 10000m
50 分【T11~13、T20、T49、T60】
30 分【T53~55】
 なお、競技中に制限タイムを超えた場合は、競走の途中であっても中断する場合があります、記録は途中棄権とする。
この種目にエントリーする選手は、このことを十分理解・承知してエントリーすること。

- 参加種目 出場種目は 1 人 3 種目までとする
(リレー競技は含まない)

- 参加費 3,000 円 (記録証・ナンバーカード・傷害保険料)

- 申込方法 同封の参加申込書に必要事項を記入の上、大会事務局に郵送で願います。

【大会事務局】 〒965-0007 会津若松市飯盛三丁目 10 番 1 号

福島パラ陸上競技協会 事務局 齋藤 俊蔵

携 帯 090-2362-2027

E-mail toshizo@mwnet.jp

- ・参加料 郵便振替での納入に限る。郵便局備付の郵便振替用紙を使用し、通信欄に氏名・住所等を記載すること。なお、参加料の納入が確認できない場合、申し込みを受けつけない。（一旦納入された参加料は、返金しない。）
郵便振替口座番号： 02200-2-119762
郵便振替口座名称： 福島県障がい者陸上競技協会
ゆうちょ銀行 : 229店 当座0119762

申込期限 平成29年6月19日（月）必着

＊弁当代は当日受付でお支払い下さい。

＊申込完了者には、参加資格の審査後、参加決定通知を郵送する。（6月下旬発送予定）

- ・表彰 表彰式は行わない。競技終了後に記録証を発行する。
- ・備考（大会申合せ事項）
 - 1：参加者には「ナンバーカード」を配布する。
 - 2：車いす使用者は必ずヘルメットを着用すること。
 - 3：会場までの送迎は行わない。
 - 4：傷害保険は主催者側において一括加入するが、いかなる事故に対しても主催者側は責任を負わない。参加にあたっては主治医または医師の診断を受けるなど、運動が可能な状況のもと、自己責任において健康と安全については十分留意し、参加申し込みをすること。（選手は保険証の写しを持参すること。）
 - 5：参加取り消しの扱いについて、参加料3,000円については返金しない。
 - 6：異議申し立てについては、記録発表後30分以内に書面（異議申立書）にて申請を行うこと。
 - 7：個人情報等について
 - (ア) 主催者は、個人情報の保護に関する法令及び関連法令等を順守し個人情報を取り扱う。なお、取得した個人情報は、大会出場の資格審査、プログラム編成及び作成、記録発表、ホームページその他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等に使用する。
 - (イ) 大会の映像・写真・記事・個人記録等は、主催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。

8：宿泊に付いて

宿泊を希望する方には参加申込書を平成29年5月19日までに投函して下さい。

不明な点がございましたら大会事務局にお問い合わせください。

できるだけE-mailにてお願いいたします。

【大会事務局】 〒965-0007

会津若松市飯盛三丁目10番1号

福島パラ陸上競技協会 事務局

齋藤 俊蔵

携 帯 090-2362-2027

E-mail toshizo@mwnet.jp

競技注意事項【概要】

1. 規則について

本大会は平成29年度日本パラ陸上競技連盟競技規則を適用する。さらにこの競技注意事項によって実施する。

2. 競技場使用上の注意

- ① 会場に到着後必ず受付をすませ、プログラム、ナンバーカードを受領する。
- ② 更衣室は備付けの場所を使用し、貴重品の管理は各自で行う。

3. 競技者の招集について

- ① 招集開始時間に招集場所まで行き招集完了時間までに資格審査を受けて下さい。
- ② 招集完了時刻に出場選手本人がいない場合は、棄権として処理をする。
- ③ トラック競技とフィールド競技が重なっている場合などは、トラック競技を優先して出場する。その際、事前に招集場所の競技役員に申し出る。
- ④ 招集を行わない競技者は棄権とみなす。

4. ナンバーカードについて

ナンバーカードは、主催者の用意したものを競技用シャツの背部と胸部に付けること。車いすの競技者は競技審判によく分かるように、車いすの前後につけること。

5. 競技方法について

- ① 競技グループ等の区分は、本大会所定のもので行なう。
- ② 視覚障害の競技者で伴走者を必要とする選手がゴールする際に、伴走者が先にフィニッシュラインを通過した場合や伴走者と競技者が0.5m以上はなれた場合、伴走者が競技者を引っ張ったり前方へ押し出したりした場合は失格とする。
- ③ 視覚障害の走り幅跳びにおいて、踏切板は1m×助走路幅のエリアに白でマーキングをし、砂場まで1mの位置に最先端を設置する。
- ④ トラック種目における車いす選手は、ヘルメットの着用をする。
- ⑤ 投てき種目における車いす競技者の車いすの高さは、クッションを含め75cmを超えてはならない。また、車いすを固定する場合補助員を1名まで認める。
- ⑥ レーン順及びフィールド競技の試技順はプログラム記載の順とする。
- ⑦ 用器具は主催者の用意したものを使用する。
- ⑧ 同時刻に他の種目に出場する場合は、競技中の審判員に申し出て、競技を離れる。
- ⑨ 400mまでのトラック競技はスターティングブロックを使用しなければならない。
- ⑩ スターティングブロックのセッティングや走幅跳、走高跳の助走のマーキングについては、競技者ができない場合は招集所に位置を示す図を提出することにより、競技役員が競技者に代わり行うこととする。選手の引率は、招集所まで選手を引率する。IDカードを所持した選手、競技役員以外はトラック・フィールドに入ることはできない。
- ⑪ 一度の不正スタートでも、責任を有する競技者は失格となることを十分理解しておくこと。

- ⑫ スパイクのピンの数は11本以内、長さは全天候型9mm を超えてはならない。また、走高跳、やり投げの場合は12mm を超えてはならない。これらのスパイクのピンの直径は先端が4mm 以内でなければならない。

6. 表彰等について

- ① 記録証は競技毎に発行する。
予選レース記録証：タイム 決勝レース記録証：順位・タイム
- ② 記録の速報については、競技場内記録集計所に掲示する。

※ 以上はあくまでも概要であるので、陸上競技規則及び規定については各自確認をしておくこと。

2017北海道・東北パラ陸上競技選手権 障がいクラス分け説明表

本表はIPCのクラス分けマニュアルに基づいて理解しやすく一覧表にしたものです。詳しくはマニュアルを参照する必要があります。

区分表に該当しない障がいは、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

<トラック・跳躍>

障がい種別	クラス	クラス説明
視覚障がい	T11	視力がLogMar2. 6より悪い(少数視力換算:0. 0025未満)。競技中是不透明なゴーグルまたは両目を不透明なもので覆う(両目義眼使用者を除く)。
	T12	視力がLogMar1. 5から、2. 6まで(少数視力換算:0. 0025~0. 032)、およびまたは視野直径10度以内。
	T13	視力がLogMar1. 4から、1まで(少数視力換算:0. 04~0. 1)、およびまたは視野直径40度以内。
	T14	視力又は視野に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。
知的障がい	T20	知的障がい
筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 (車椅子)	T30	脳血管障害による片麻痺者の車椅子使用者で、健側の上下肢で車椅子を駆動するもの(国際大会のクラスに該当しない)。
	T31	重度の四肢麻痺。下肢で車椅子を駆動する。痙性の程度は3から4。
	T32	痙直型またはアテトーゼ型の四肢麻痺。上肢で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度は3。
	T33	中程度四肢麻痺。良いほうの上肢がほぼ正常であるか三肢麻痺か重度な片麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。上肢の痙性の程度は2、下肢の痙性の程度は3から4
筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 (立位)	T34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。上肢よりも下肢の痙性が強い。上肢はほぼ正常で痙性の程度は1から2、下肢の痙性の程度は3から4。
	T35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が2から3。静的なバランスは良好だが、動的バランスは不良。
	T36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
	T37	歩行または走可能な片麻痺。痙性の程度は2から3。
	T38	極めて軽度な障がい。筋緊張の亢進、失調、アテトーゼがあるもの。筋緊張亢進、失調、アテトーゼの最小の障害基準(MDC)に該当する。
低身長	T40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性130cm・上肢長59cm以下で和が180cm以下、女性125cm・上肢長57cm以下で和が173cm以下)。
	T41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm・上肢長66cm以下で和が200cm以下、女性137cm・上肢長63cm以下で和が190cm以下)。
四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 (立位)	T42	片大腿切断(膝関節離断含む)、または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。
	T43	両下腿切断(足長の50%以上の切断を含む)、または両下肢がそれぞれ片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	T44	片下腿切断(足長の50%以上の切断を含む)、または片足関節の機能が全廃したもの。または、片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	T45	両上腕切断(両肘関節離断含む)、または両側がそれぞれ全ての走競技と跳躍競技に参加できる上肢の最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	T46	両前腕切断(両手関節離断含む)、または片上腕切断(片肘関節離断含む)、または片側がそれぞれ全ての走競技と跳躍競技に参加できる片上肢の最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	T47	片前腕切断(片手関節離断含む)、または100m走から400m走と跳躍競技に参加可能な上肢の最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	T48	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。
四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 (車椅子)	T49	片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。
	T51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する(筋力5)。肩関節の筋力は弱いこともあり、特に大胸筋や肘の伸筋の筋力が0から3(神経機能残存レベル C5/6)。
	T52	肩・肘・手関節の筋力は正常。ただし手指の屈伸筋の機能は不十分であり、手内筋は萎縮している(神経機能残存レベル C7/8)。
	T53	両上肢機能はほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。
	T54	両上肢正常。通常体幹のコントロールは十分で、駆動時も体幹を用いることができる。(神経機能残存レベル T8~S4) 最小の障害基準(MDC)の少なくとも1つ以上該当する障がいのあるもの(下肢切断または欠損、可動域制限、筋力低下、脚長差)。
	T55	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
聴覚障がい	T60	聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい。

2017北海道・東北パラ陸上競技選手権 障がいクラス分け説明表

<投てき>

障がい種別	クラス	クラス説明
視覚障がい	F11	視力がLogMar2. 6より悪い(少数視力換算:0. 0025未満)。競技中是不透明なゴーグルまたは両目を不透明なもので覆う(両目義眼使用者を除く)。
	F12	視力がLogMar1. 5から、2. 6まで(少数視力換算:0. 0025~0. 032)、およびまたは視野直径10度以内。
	F13	視力がLogMar1. 4から、1まで(少数視力換算:0. 04~0. 1)、およびまたは視野直径40度以内。
	F14	視力又は視野に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。
知的障がい	F20	知的障がい
筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 (座位)	F31	電動車椅子常用者。または普通型車椅子操作不可で介助にて移動。重度の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。痙性の程度は3から4。
	F32	中程度から重度の痙直型またはアテトーゼ型の四肢麻痺。上肢で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度は3。
	F33	中程度四肢麻痺が良い方の上肢がほぼ正常であるか三肢麻痺か重度な片麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。上肢の痙性の程度は2。
	F34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。上肢はほぼ正常。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は1から2。
筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 (立位)	F35	両麻痺(diplegia)で、上肢の力はほぼ正常。より障がいのない手は通常の握りやつまみが可能。下肢の痙性の程度が2から3。
	F36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
	F37	歩行または走可能な片麻痺。体幹の回旋は円滑さに欠ける。
	F38	極めて軽度な障がい。筋緊張の亢進、失調、アテトーゼがあるもの。筋緊張亢進、失調、アテトーゼの最小の障害基準(MDC)に該当する。
低身長	F40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性130cm・上肢長59cm以下で和が180cm以下、女性125cm・上肢長57cm以下で和が173cm以下)。
	F41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm・上肢長66cm以下で和が200cm以下、女性137cm・上肢長63cm以下で和が190cm以下)。
四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 (立位)	F42	片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。
	F43	両下肢切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの。または、片下肢最小の障害基準(MDC)が両下肢に該当するもの。
	F44	片下腿切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの。または、片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	F45	両側に投てき競技の両上肢最小の障害基準(MDC)に該当する障がいのあるもの。
	F46	片側に投てき競技の片上肢最小の障害基準(MDC)に該当する障がいのあるもの(※2013年度F47であったものはF46に変更された)。
	F48	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。
四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 (座位)	F49	片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。
	F51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は筋力3以下。手首の掌屈筋は機能しない。肩が弱い場合がある。通常、用具を把持することはできない。 座位バランス不良(神経機能残存レベル C5/6)。
	F52	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および掌屈筋が機能する。肩関節は正常である。指の屈伸は筋力3以下。通常、道具を把持することできない。(神経機能残存レベル C7)。
	F53	肘と手首の関節が十分強い。指の屈伸は筋力4または5。手の内在筋肉が機能するが正常ではない。用具を把持することができる(神経機能残存レベル C8)。 F52の上肢機能を持ち、部分的に体幹機能を併せ持つもの。
	F54	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。 F52の上肢機能を持ち、正常またはそれに近い機能を併せ持つもの。
	F55	両上肢機能正常。腹筋および背筋が機能し、部分的あるいは正常な体幹機能をもつ。股関節屈筋のわずかな収縮がみられる場合がある(神経機能残存レベル T8~L1)。
	F56	両上肢機能正常。体幹の回旋と座位バランス良好。車椅子から大腿部を上げることができる(股関節の屈筋)。膝を合わせることができる(股関節の内転)。 膝を伸ばすことができる場合もある(膝関節の伸展)。膝を多少曲げることができる場合もある(膝関節の屈曲、筋力3以下)。 股関節の外側への開閉(股関節の外転)ができない(神経機能残存レベルL2~L4)。 両大腿切断(1/2以上)。下肢の筋力がほぼ1~2である不全麻痺のもの。
	F57	最小の障害基準(MDC)の少なくとも1つ以上該当する障害のあるもの(下肢切断または欠損、可動域制限、筋力低下 ※2013年までのF58 はF57に変更された)。
F58	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない ※2013年度F59であったものはF58とに変更された)。	
聴覚障がい	F60	聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい。

2017 北海道・東北パラ陸上競技選手権宿泊のご案内

<宿泊ホテルについて>

当大会で部屋を確保はしていますが、大会期間中福島競馬が開催される為四か所のホテルになりますのでご了承下さい。それに部屋数にも限りがあります。
先着順にて手配させて頂きますので、満室となった場合はご了承下さい。

<ホテル名・確保部屋数・宿泊料金・住所・連絡先>

7月23日

ザ・セレクトン福島：シングル：10 部屋

1 泊朝食付き：9,720 円

所在地：〒960-8068 福島県福島市太田町1 3-7 3

電話：024-531-1111

リッチモンドホテル福島駅前：シングル：10 部屋

1 泊朝食付き：9,720 円

所在地：〒960-8053 福島県福島市三河南町1-1 5

電話：024-526-1255

ホテルサンルート福島：シングル：5 部屋

1 泊朝食付き：9,720 円

所在地：〒960-8043 福島県福島市中町2-6

電話：024-521-1811

ホテルサンルートプラザ福島

シングル：5 部屋 1 泊朝食付き：9,720 円

ツイン：5 部屋 1 泊朝食付き：8,640 円

所在地：〒960-8041 福島県福島市 大町7-1 1 明治安田生命福島ビル

電話：024-525-2211

<駐車料金について>

駐車料金に付きましては、別途徴収されるホテルもありますのでご確認をお願いします。

<お申込み方法>

参加申込書に必要事項を記入のうえ郵送、もしくはメールで大会参加申込を5月30日(金)までに申し込み下さい。

<申し込み先>

【大会事務局】 〒965-0007 会津若松市飯盛三丁目10番1号

福島パラ陸上競技協会 事務局 齋藤 俊蔵

携帯 090-2362-2027

E-mail toshizo@mwnet.jp